

報告事項力

県立高等学校における教科書の選定方針及び採択について

県立高等学校における教科書の選定方針及び採択について、別紙のとおり報告します。

平成21年5月19日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

教科書の選定方針及び採択について

- 1 県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）においては、各校の選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- 2 県立高等学校の教科書の選定に当たっては、生徒の能力・適性に応じ、平成22年度実施の教育課程にある教科・科目の教科書を選定するものとする。

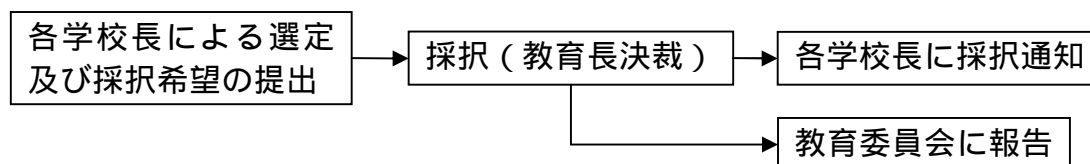
なお、特に次の点に留意して選定するものとする。

- (1) 本文、図表、表現等が正確であり、誤植がない。
 - (2) 内容が教科・科目の目標に適合している。
 - (3) 程度が生徒の実態に即し、適当である。
 - (4) 内容が系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
 - (5) 印刷が鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
 - (6) 学習指導上便利なように工夫してある。
 - (7) 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- 3 教科書の選定に当たっては、公正確保に努める。
 - 4 教科書選定の適正を期するため、選定に当たっては、次の資料等を有効に活用する。
 - (1) 教科書編集趣意書（文部科学省編）
 - (2) 教科書展示会（開催期間：平成21年6月19日（金）～7月2日（木））

東・中・西3地区、5会場（高等学校）

- | | |
|----------|------------|
| ・県教育センター | ・鳥取市立中央図書館 |
| ・倉吉市立図書館 | |
| ・米子市立図書館 | ・境港市民図書館 |

県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む）における教科書採択の仕組みについて



(参考)

学校教育法第34条第1項：

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（中学校、高等学校、特別支援学校も準用）

学校教育法附則第9条：

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科書以外の教育用図書を使用することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条：

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

鳥取県立学校管理規則第12条：

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条：

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に関する事務を教育長に委任する。（各号の中に県立学校の教科書採択に関する事務は含まれない教育長に委任）